

平成27年12月1日

建設工事に入札参加される皆様へ

大阪府総務部契約局

### 監理技術者等の専任性の確認調書等の変更について

現在、建設工事の事後審査において提出を求めている「監理技術者等の専任性の確認調書」につきまして、建設業法施行規則改正による建設業許可申請様式の変更（平成27年4月1日以降の届出に適用）に伴い、平成28年1月1日以降に公告する工事案件から、下記のとおり変更します。

#### 記

#### 1 確認調書の添付資料の変更

「監理技術者等の専任性の確認調書」において、営業所の専任技術者に関し提出を求める添付資料は、「専任技術者一覧表（様式第1号別紙4）」の副本の写しとします。

ただし、平成27年3月31日以前に、直近の建設業許可の申請・変更等の届出を行った事業者の方については、これまでどおり「専任技術者証明書（様式第8号(1)又は(2)）」の副本の写しをご提出ください。

#### 2 参考

建設業法施行規則改正による建設業許可申請様式の変更

許可申請様式	変更の概要
専任技術者証明書（様式第8号(1)）	<b>一部変更</b> （専任技術者証明書（様式第8号）に変更）
専任技術者証明書（様式第8号(2)）	<b>廃止</b> （専任技術者一覧表（様式第1号別紙4）を新設）

詳しくは、下記リンク先をご覧ください。

- ・申請・届出に係る改正点について（大阪府住宅まちづくり部建築振興課HP）  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1007/00000000/kaiseishuchibun.pdf>
- ・「建設業法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について（国交省HP）  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13\\_hh\\_000291.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000291.html)

## 監理技術者等の専任性の確認調書

大阪府総務部契約局長様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

(共同企業体の場合は、構成員ごとに提出)

下記のとおり提出します。

工事名称	
落札金額（税込み）	¥
経營業務の管理責任者の氏名	
営業所における専任技術者の氏名	
当該工事現場に配置する技術者の氏名	

※ 請負代金額が、2,500万円（建築一式工事の場合は、5,000万円）以上となる工事の場合にのみ、必要事項を記入し、下記の添付資料を添えて提出してください。

- ① 建設業許可の申請・変更等の届出の時に提出している「経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）」の副本の写しを添付してください。
- ② 建設業許可の申請・変更等の届出の時に提出している「専任技術者一覧表（様式第1号別紙4）」の副本の写しを添付してください。直近の届出が平成27年3月31日以前の場合は、「専任技術者証明書（様式第8号(1)又は(2)）」の副本の写しを添付してください。